

神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

平成 25 年 3 月 28 日(木)
平成 24 年度 第 1 回
大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会

資料
4

(1) 経緯 (平成 18 年度 第 2 回小委員会資料より)

●汚染状況

- ・神崎川上流部の糸田川合流点付近において、底質ダイオキシン類濃度が 3,000pg-TEQ/g を超える高濃度(以下、「超高濃度」という。)の底質(最大値 7,000 pg-TEQ/g)が確認されている。3,000pg-TEQ/g を超過する汚染は、左岸から 10m の測線において 4 箇所で確認された。
- ・超高濃度汚染範囲は縦断方向で 150m 程度である。汚染深度は 1~2m 層の 3 箇所で超過しており、0~1m 層でも 1 地点超過している。表層と 1~2m 層は一部で底質環境基準(150pg-TEQ/g)を超えているが、0~2m 層と比べると濃度は低い
- ・表層は最高 210 pg-TEQ/g で 3 地点を除き全て環境基準以下であり、底質汚染が直接河川水と接する部分は少なく、現状ですぐに水質への著しい影響が生じることはないと考えられる。

●汚染要因

- ・当該箇所の底質ダイオキシン類の異性体パターンは特異的に、2,3,7,8-TeCDD の占める割合が大きいことから、その汚染要因として、かつて除草剤として使われたトリクロロフェノキシ酢酸(2,4,5-T)が想定されるが、これまでの検討からは決定的な根拠となるデータは得られていない。
- ・汚染範囲は、横断方向には最大でも左岸から 35m 程度であるのに対して、縦断方向には 500m 以上と帯状に長く分布していることを勘案すれば、汚染物質は、河川内で容易に拡散する液体であるとは考え難く、たとえば 2,4,5,-T の粒剤など固形物である可能性があげられる。

⇒超高濃度汚染範囲を確定するため、詳細調査が必要とされた。

超高濃度汚染が確認された位置

糸田川合流点付近の神崎川左岸



(2) 平成 23 年度の検討内容 (平成 23 年度 第 10 回小委員会資料より)

- 平成 24 年度に実施予定である、超高濃度汚染範囲(平面範囲および深度)の確定を期した詳細調査に関し、調査地点数や深度等について検討を行った

【検討結果】

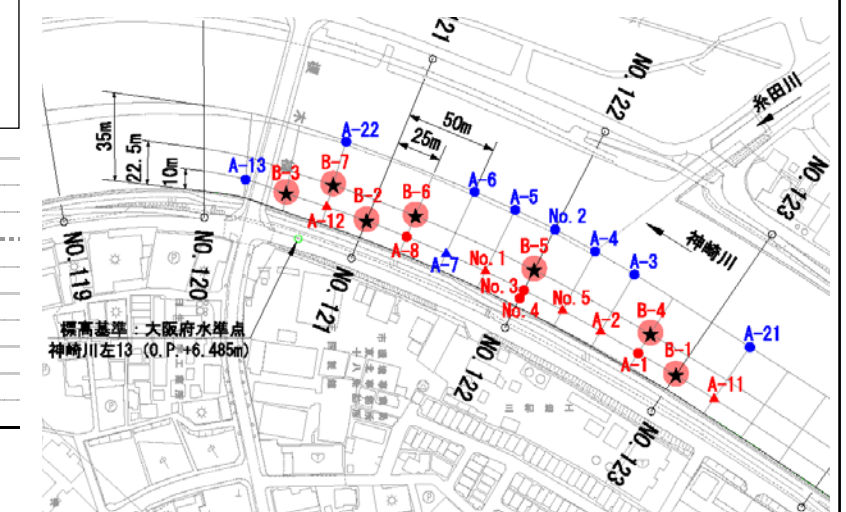
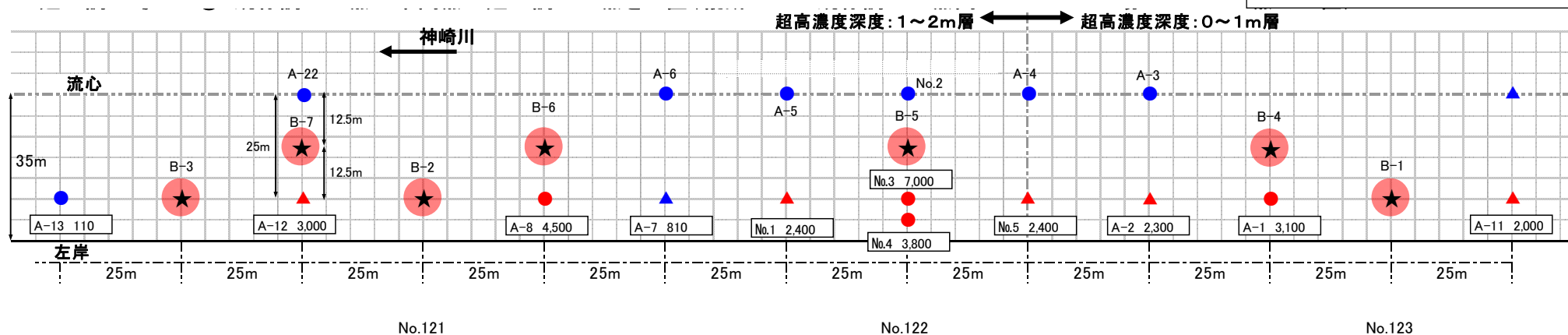
- ・既存調査地点の中間点に、追加調査地点を計 7 点配置する。
- ・深さ方向には、表層・0-1m 層、1-2m 層、2-3m 層の計 4 層で調査を行う。
- ・調査の結果、高い値がいたるところで確認されるなど、異常な値が確認された場合には、調査方法について慎重な検討が必要である。

(3) -1 平成 24 年度の検討方針

本年度は、当該箇所のダイオキシン類の超高濃度汚染土量を把握するため実施した追加調査結果と既往の調査結果をもとに、汚染範囲及び土量を確定する。また、今後の対策方針について検討を行う。

追加調査地点の配置(平成 23 年度第 10 回小委員会資料より)

既存調査地点の中間点に今年度の追加調査地点を配置(縦断方向は既存調査地点間が 50m 以上の場合は 25m 地点に配置)



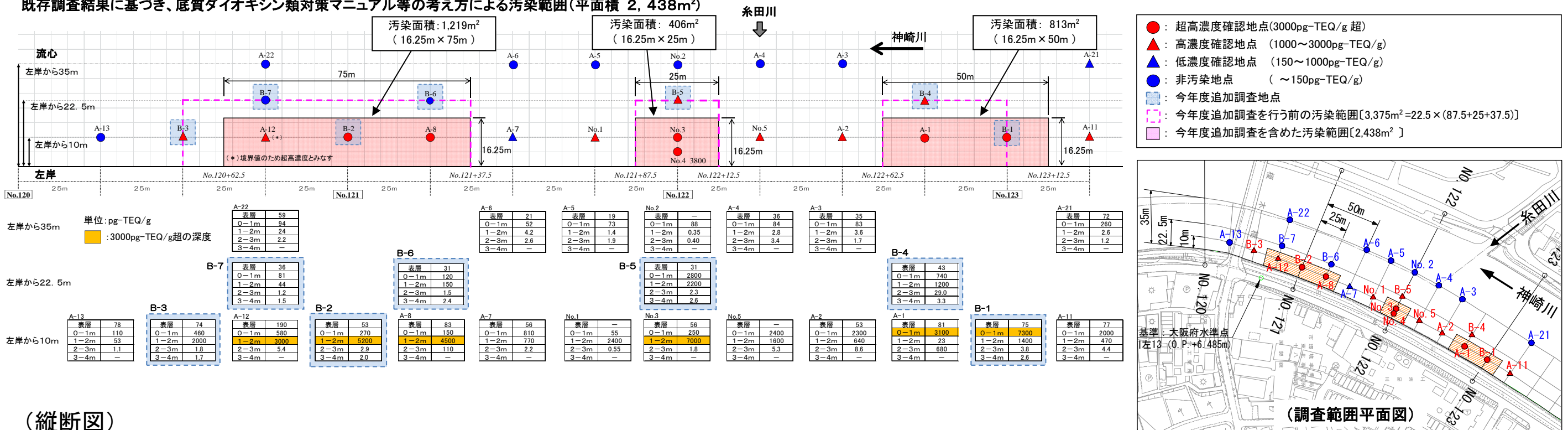
(3) - 2 追加調査結果

調査結果概要

- 底質表層の環境基準値超過は確認されなかった。
- 深度方向で見ると、2 m以浅で超高濃度汚染が2地点 (No. B-1 及び No. B-2) で確認された。(平面図参照)
- 最大濃度は 7,300pg-TEQ/g であり、H16~18 年度の調査結果とほぼ同範囲の結果であった。(平面図参照)
- 超高濃度範囲の縦断方向の分布については、No. 120+62.5m~No. 123+12.5m の範囲となった。(平面図参照)
- 超高濃度範囲の横断方向の分布については、左岸から 22.5m 測点において汚染が確認されなかった為、左岸から 10m 測点との中間となる左岸から 16.25m までの範囲となった。(平面図参照)
- 超高濃度範囲の深度方向の分布については、河床から 2m 以浅となった。(平面図及び縦断図参照)
- 超高濃度汚染範囲の汚染土量は、2,438m³ (1,219m³+406m³+813m³) となった。(縦断図参照)

(平面図)

既存調査結果に基づき、底質ダイオキシン類対策マニュアル等の考え方による汚染範囲(平面積 2,438m²)



(縦断図)

